



2. 入学・転入・転出

(1) 入学に向けて

入学すると、たくさんの仲間との集団生活が始まり、お子さまの心と身体は一段と成長されていくことでしょう。

家庭と学校がともに連携し、次の点を大切にして、お子さまの成長をサポートしていきましょう。

① 学校は楽しいところです

「これができていない、あれもできていない」と不安になられることがあるかもしれませんが、しかし、知識欲も旺盛で、自立心も育ってくる時期です。希望を持たせ、自信につながる声かけをぜひお願いします。

② 子どもの良さを認めましょう

お子さまの良さに目がいかず、できていないところばかりが目につき、せっかくの個性を伸ばすことができないことは不幸なことです。家庭で認められているといった信頼感・満足感があれば、日々新しいことを吸収していくことができます。

③ 友だちとの助け合いの中で育ちます

学校は、小さな社会です。子どもは、周囲の大人から影響を受けながら、友だちと関わり合いながら、人間の集団の中で成長していきます。みんなと一緒に学び、助け合って生活することで、集団の中でしっかりと生きていく力を付けてほしいと考えています。

(2) 新入生の手続き等必要な書類

① 預金口座振替依頼書

毎月の諸費（給食費、修学旅行等積立費、PTA会費、教材費等）を、池田泉州銀行能勢支店にて口座振替により集めています。その口座を開くための書類です。

② 学校家庭連絡カード

お子さまの緊急時に、適切な対応ができるよう学校に保管しておきます。

保護者の方の緊急時の連絡先や携帯電話、かかりつけの病院や注意事項、緊急時（警

報発令時など)における保護者不在の場合の対応、家族構成や家庭状況、健康上の問題等を記入していただきます。学級担任が責任を持って保管し、年度末に学校で廃棄します。

③家庭訪問カード

ご家庭を訪問するときに活用します。目印になるものとともに、自宅付近の地図をお描きください。スクールバス利用の方は、バス停から自宅までがわかるようにしてください。入学時に記入してもらい、卒業時まで学校で保管します。

④食物アレルギーチェックシート

食物アレルギーの有無を必ず記入してください。アレルギーがある場合、質問項目にも記入をお願いします。

(3) 必要な持ち物《1年入学時》

① 学校で準備するもの

算数ブロック、ノート類、のり、粘土セット、連絡帳、連絡袋、クレヨン、名札、ネームペン、ものさし、お道具箱、赤白帽 等。

※上記教材費購入のため入学式当日1人5,000円を徴収させていただきます。

② ご家庭で準備していただくもの

- ・ふでばこ ・鉛筆(2B 4~5本、赤1本) ・消しゴム(よく消えるもの)
- ・下じき(プラスチック) ・はさみ(先のとがっていないもの)
- ・色鉛筆(12色) ・ランドセル等 ・手ふきタオル ・置き傘 ・上ぐつ
- ・体育館シューズ ・くつを入れる袋(上ぐつ、体育館シューズ) ・体操服
- ・体操服を入れる袋
- ・給食セット(ナフキン、歯ブラシ、コップ、お箸、給食用マスク)

●袋類は机横にかけるので、床につかない長さにしてください。

※目安…引っかけから床まで40cmぐらいです

●前期課程(1年生~6年生)の体操服は、(上)白色の半袖体操シャツ・(下)紺色の短パンとなります。後期課程(7年生~9年生)から着用する体操服は1年時より購入・着用をすることができます。

●学校内でのくつは、教室用と体育館用を、各1足ずつ用意してください。

【転入の場合】

●学校での生活に必要なものは、上記(②のところ)を参考にしてください。

●必要なものは学年によっても異なりますので詳しくは担任にお尋ねください。

●前の学校で使っていたものを使用しないでかまいません。

(4) 転入手続き

本校に転入されるときには、能勢町役場住民課で転入届を提出し、教育委員会（学校教育総務課）にて手続きを行った後、学校へ次の書類を持ってきてください。

- ① 能勢町役場（教育委員会学校教育総務課）で交付される「転入通知書」
- ② 「教科用図書給与証明書」（前の学校で交付されます）
- ③ 「在学証明書」（前の学校で交付されます）

(5) 転出手続き

1. 担任等へ転出することをご連絡ください。
2. 能勢町役場住民課で転出届を提出した後、学校に来てください。
3. 学校で①教科用図書給与証明書・②在学証明書をお渡しいたします。
※①・②の書類は転校先の学校に提出してください。
4. 転出先の役所にて転入の手続きを行ってください。

例外的に区域外就学が以下の場合に認められることがあります。

届出の状態	許可の範囲	必要なもの
引越し等のため転校しなければならないが、そのまま就学したい	<最終学年以外>学期途中の住所移動については、学期末まで許可 <最終学年>卒業まで許可	申請書
住居建て替えのため町外に仮住まいするが、そのまま就学したい	一般家屋の建て替え工事期間内については許可	申請書 …工事の期間、仮住まい先の住所を証明できるもの
諸事情により、教育的な配慮をしてほしい	校長・教育委員会の協議により、教育的な配慮が特に必要と認められる場合、必要な期間を許可	申請書 …保護者の申立書等特別な配慮を必要とする事由を証明できるもの

※通学方法・通学時間・学年その他相当でないときは許可されないことがあります。

※教育的配慮を必要とする場合は、事前に教育委員会と十分協議してください。

(6) 町内転居に関する手続き

転居を決定された時点で、学校の担任等に連絡をしてください。